



そこが知りたい
 ぐらしの金融知識

災害時の公的支援と 保険による備え

日本は、地形・地質・気象などの特性から、地震や台風、噴火といったさまざまな自然災害のリスクにさらされており、災害に巻き込まれる可能性は誰にでもあります。そこで、今回は、被災時に利用できる公的支援制度と、災害に対する備えとなる保険について解説していきます。「災害時に知っておくと役立つお金Q&A」も合わせて参考してください。

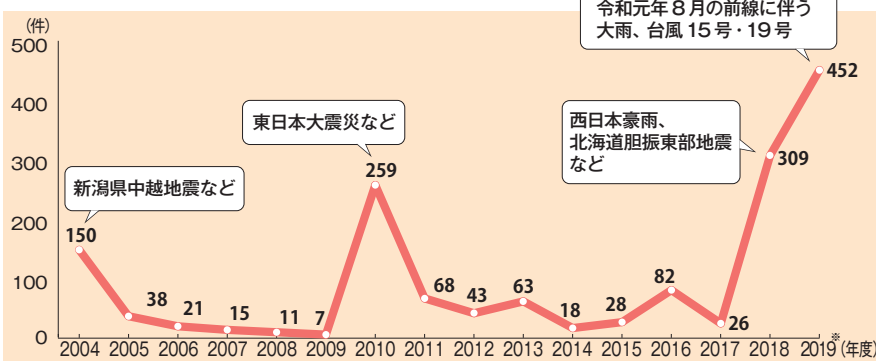
増加する自然災害による被害 重要性を増す事前の知識と備え

近年、地震や豪雨など、甚大な被害をもたらす自然災害が増加しています。2019年度も大型台風の上陸が続いており、とくに、2019年10月の台風19号による記録的な大雨は、停電や断水のほか、死者や行方不明者が多数出る事態となるなど、日本列島広域に大きな傷跡を残しました。

「災害救助法」が適用された市区町村数を見ると、2019年度は12月5日時点で452件に上っており、東日本大震災が起きた2010年度を超えて過去最高となった2018年度の309件を、さらに上回る数となっています【図表1】。

国土交通省の資料「安心・安全で持続可能な国土の形成について」によると、日本の人口の73・7%が災害リスクの高いエリアに集中しています。さらに、従来、

【図表1】 災害救助法が適用された市区町村数の推移



※2019年12月5日時点

(出所) 厚生労働省 社会・援護局調べ、および内閣府「防災情報のページ」掲載の情報などを基に監修者作成

地震の発生確率が低いとされていた地域でも大きな地震が発生していることもあり、日本で暮らす限り、自然災害は避けられない問題だといえます。

誰にでも被災する可能性があるからこそ、いざというときのために備えておくことが大切です。

まずは身の安全を確保することが最優先です。避難場所や避難経路を把握しておくほか、家族の安否確認の方法を決めておくこと、自宅に1週間分の食料や飲料、生活必需品の備蓄をしておくことなどが重要です。

もう一つ欠かせないのが、被災時に利用できる「制度」や「お金」の知識を持つておくことです。被災後の生活再建をどのように進めていくのか、また日ごろからどういった備えをしておくべきなのか。自分の暮らしかや財産が危機にさらされたとき、できるだけ早く元の生活に戻るよう、事前に準備をしておきましょう。

生活再建に利用できる 公的な被災者支援制度

自然災害によって住居や家財などを失ってしまうと、その後の生活を自力で立て直すことは容易ではありません。そこで私たちの助けとなるのが、公的な被災者支援制度です。被災者支援制度にはさまざまな種類があり、支援金などの現金給付や損壊した住宅の応急修理のほか、融資や税金の減免などを受けることも可能

【図表2】 罹災証明書の発行手順

1 各市区町村へ申請

各市区町村で用意されている申請書に必要事項を記入し、提出する。

2 被災した住宅の調査

調査員（市区町村の職員など）が実際に住宅を調べに来る。

住宅の調査項目例



3 被害の認定

「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4区分で認定。

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満

4 「罹災証明書」の発行

(出所) 監修者作成

こうした被災者支援制度を受ける際に必要となるのが「罹災証明書」です。これは、住宅が災害によってどの程度の被害を受けたのかを証明する書類です【図表2】。

被災者からの申請を受けると、市区町村は調査員を派遣し、被災した住宅を実際に調査します。調査は国が定める調査基準を基に実施され、被災による損壊が全体のどの程度の割合を占めているのか判断されます。被害程度は「全壊」、「大

規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4区分で認定され、罹災証明書に記載されます。どのような被災者支援を受けられるかは、認定された被害の程度によって変わってきます。

被害の程度が「全壊」または「大規模半壊」と認定された場合には、「被災者生活再建支援制度」（都道府県が相互扶助の観点から拠出した被災者生活再建支援基金を活用して実施される制度）によって、生活を立て直すための支援金が支給されます。

【図表3】 被災者生活再建支援制度による支援金

●基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

住宅の被害程度	全壊※1	解体※2	長期避難※3	大規模半壊※1
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※1 罹災証明書による区分

※2 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯



●加算支援金（住宅再建の方法に応じて支給）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
支給額	200万円	100万円	50万円

(出所) 内閣府「被災者生活再建支援制度の概要」を基に監修者作成

支援金の使い道については制限がないため、自由に活用することができます。所得制限もなく誰でも受け取ることができますが、単身世帯の場合、受け取る金額は2人以上の世帯の4分の3となります。

被災者生活再建支援制度による支援金には、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の2種類があります。被災者はこれらの支援金の合計額（最大で300万円）を受け取ることができます【図表3】。

なお、被災者生活再建支援制度は、10世帯以上の住宅全壊被害など、一定規模以上の被害が発生した市区町村に適用されるため、被害を受けた世帯が少ない市区町村では、同支援金の給付を受けられないことがあります。支援制度とは別に独自の支援策を講じている自治体もあるので、あらかじめ自分の住んでいる自治体のWEBサイトなどで、災害時の対応について確認しておくといでしょう。

また、住宅の一部を修理することで、元の住居に住み続けられる場合、災害発生から1カ月以内であれば、災害救助法の「住宅の応急修理」を受けることができます。住宅が「大規模半壊」、「半壊」、「二部損壊のうち準半壊（被災による損害割合が10%以上20%未満）」の被害を受け、応急修理を行うことにより、避難所や応急仮設住宅などへの避難を要しなくなるが見込まれることが要件です。

応急修理の対象箇所は、居室、キッチン、トイレなど日常生活に最低限必要な部分で、2019年度は、一世帯当たり59万5000円（準半壊は30万円）を上限に修理が現物支給されます。半壊、準半壊には所得制限がありますが、大規模半壊であれば所得額は問われません。

生活を再建するにあたって、これらの支援だけではお金の不足する場合には、公的な貸付制度を利用する方法もあります。

内閣府が所管する「災害援護資金」は、被災により住宅や家財に一定の損害を受

けた世帯を対象とした制度で、市区町村が、最大350万円を、返済期間10年以内、年利3%で貸し出します（最初の3年間は据置期間として無利子）。ただし、公的な制度とはいえ融資には変わりなく、返済が必要なので、慎重に検討したうえで利用したいところです。

被災の影響で住宅ローンなどの返済が厳しくなった場合には、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」によって、ローンの減免を受けられる可能性もありますので、借入先の金融機関に問い合わせてみてください。

大規模な水災の増加で 顕在化する水災補償の不足

2017年7月の九州北部豪雨、2018年7月の西日本豪雨、そして2019年10月の台風19号など、大規模な水災によって人的被害のみならず建物の損壊などの物的損害も増えています。

水災による建物の損壊などに備える手段として、「火災保険」が挙げられます。火災保険というと火災による住宅や家財の損害に備えるものとイメージしがちですが、実は、水災、風災、雪災、落雷といった自然災害による損害もカバーすることが可能です。

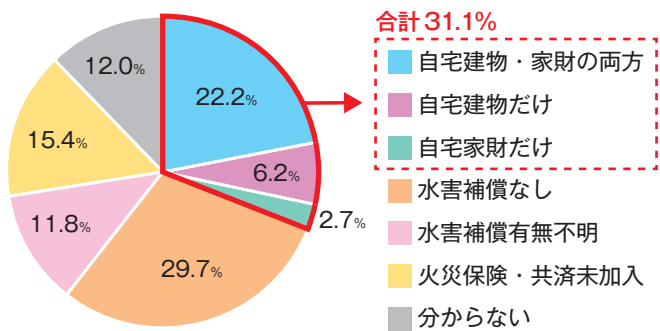
火災保険で補償対象となる水災には、洪水（大雨などによる増水によって河川の

堤防から水があふれ、建物や道路が浸水する災害（外水氾濫）、浸水害（下水道などの排水処理が追い付かず、建物や道路が浸水する災害（内水氾濫）、高潮（海面が大きく上昇することで海岸沿いなどで浸水する災害）、土砂災害（地盤が緩むことで土砂が崩落・流出して起こる災害）などがあります。

ただ、ここで気を付けなければいけないのが、火災保険に加入しているからといって、必ず水災補償が付いているとは限らず、補償の有無を確認する必要があるということです。この点を詳しく検討せず、火災保険に加入しているケースもあるようです。

実際に、内閣府による「水害に対する備えに関する世論調査」（2016年）に

【図表4】水害による損害を補償する火災保険や共済への加入状況



（出所）内閣府「水害に対する備えに関する世論調査（2016年1月）」を基に監修者作成

【図表5】火災保険のパッケージ内容（例）

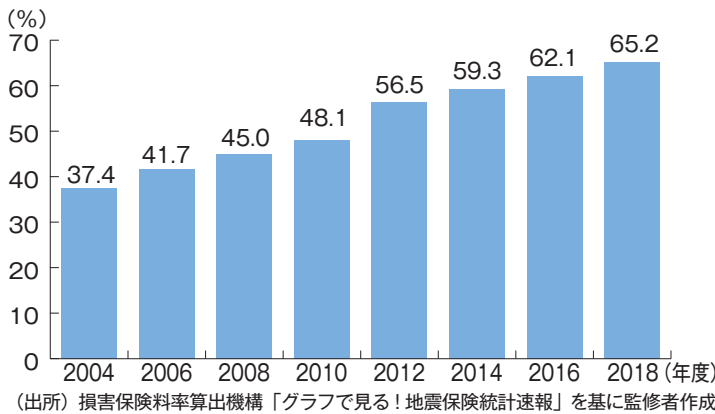
補償対象	エコノミープラン (シンプルなタイプ)	ベーシックプラン (手厚いタイプ)	ワイドプラン (より手厚いタイプ)
火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
風災、ひょう災、雪災	○	○	○
水濡れ、外部からの物体落下、騒じょう	×	○	○
盗難	×	○	○
水災	×	○	○
破損、汚損	×	×	○

（出所）監修者作成

おいても、「自宅建物もしくは家財を対象とした水災補償付の火災保険や共済に加入している」と回答した割合は31.1%に留まっています。さらに、「水害補償なし」（29.7%）、「水害による補償をしていないのか分からない」（11.8%）という回答も大きな割合を占めています【図表4】。

火災保険は、パッケージ化したものが多く、例えば、①火災関連のみを対象とするシンプルなタイプ、②水災、水濡れ、盗難など災害・災難全般を対象とする手厚いタイプ、③破損・汚損などを含めたより手厚いタイプ、といったように商品や契約によって補償内容が変わります。

【図表6】地震保険の火災保険新規契約への付帯率



【図表5】はパッケージ内容の一例ですが、シンプルなタイプに加入すると水災がカバーできないことが分かります。補償が手厚いほど保険料は高くなってしまいますものの、水災で受けるダメージは深刻です。水災のリスクが高いところに住んでいる場合には、加入を検討したほうがよいでしょう。

地震保険は官民一体の制度

付帯率は14年前の約2倍に上昇

一方、地震や噴火、あるいはこれらによる津波の被害は、火災保険では補償されません。そのため、地震に備えるのであれば「地震保険」に加入することになります。地震保険は単独では加入すること

【図表7】地震保険の保険金の支払い区分(建物の場合)

下記の項目のどれか一つでも満たしていれば、それに応じた保険金が支払われる。二つ以上の場合は被害の大きい方の基準で支払われる。

損害の程度	全損	大半損	小半損	一部損
主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁などの)損害額	建物の時価の50%以上	建物の時価の40~50%未満	建物の時価の20~40%未満	建物の時価の3~20%未満
認定の基準	焼失または流失した床面積	建物の延床面積の50~70%未満	建物の延床面積の20~50%未満	—
床上浸水	—	—	—	床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じ、当該建物が全損・大半損・小半損に至らない場合
支払われる保険金	建物の保険金額の100% (時価が限度)	建物の保険金額の60% (時価の60%が限度)	建物の保険金額の30% (時価の30%が限度)	建物の保険金額の5% (時価の5%が限度)

※時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分および経年劣化分を控除して算出した金額。

(出所) 日本損害保険協会の資料を基に監修者作成

ができず、火災保険に付帯する形で加入することになります。

2018年度の地震保険の火災保険新規契約への付帯率は65・2%と、14年前と比べると約2倍になっており、地震に備えることの重要性が強くなってきていることを物語っています【図表6】。

地震保険は、地震により甚大な被害が発生した場合に、住宅や家財に損害を受けた人たちの生活再建を支援することを目的とした保険です。保険会社とともに政府も保険金の支払い責任を負うことが「地震保険に関する法律」などの法令で規定されており、万が一、保険会社が破綻し

たとしても、加入者が受け取る保険金については保証されます。

保険料は、住んでいる都道府県(三つの等分に区分)と住宅の構造(鉄骨造・コンクリート造か、木造かなど)によって異なりますが、どの保険会社で加入しても、条件が同じであれば保険料と補償内容は変わりません。保険金額は、火災保険の保険金額の30~50%の範囲で設定します。また、保険の対象となるのは、居住用建物(上限5000万円)と家財(上限1000万円)で、事務所や店舗などの事業用建物は対象外です。

地震が原因で建物に損害を受けた場合、

まず、建物の主要構造部(屋根・柱・梁・壁・基礎など)の損害に着目した損害調査が行われます。それに対して、家財の損害は、一般的に所有していると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合が算出されます。これらの調査によって、「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」のいずれかに認定されると、それぞれ、契約金額の100%、60%、30%、5%の保険金が支払われます【図表7】。

分譲マンションに居住している場合、一戸建てとは異なり、専有部分(部屋の中)については、住民が各自で火災保険や地震保険に加入します。その一方で、エントランス、エレベーターなどの共用部分は、マンションの管理組合が一括して保険に加入するのが一般的です。専有部分はもちろんのこと、共用部分についても、火災保険や地震保険に加入しているか確認しておくことがよいでしょう。

自然災害は、いつ自分の身に降りかかって来るかわかりません。今回ご紹介したように、まずは、被災した際に受けられる公的な被災者支援制度について知っておくことが大切です。

加えて、水災、地震をはじめとする自然災害について、自宅周辺の被災リスクを自治体のWEBサイトに掲載されている「ハザードマップ」で確認しましょう。そのうえで、加入している火災保険の補償内容が十分であるか、再点検することをおすすめします。

災害時に 知っておくと 役立つ お金Q&A



Q

住むところがなくなってしまいました

まずは各所に設けられる「避難所」に避難することになりますが、避難所にいられるのは、原則、災害発生から7日以内。住宅が全壊、流失するなどして自力での住宅確保が難しい場合、「応急仮設住宅」に移るようになります。

応急仮設住宅には、プレハブなど簡易住宅を中心に建てられる「建設型」と、既存の賃貸住宅を自治体が借り上げる「借上型」の2種類があり、

A

いずれも無料で入居することができず。ただし、これはあくまで一時的な住まいであるため、原則2年以内に退去する必要があります。

応急仮設住宅の退去後も、財政的な事情から自力での住宅確保が難しい方を対象に建てられるのが「災害公営住宅」です。地方公共団体が国の助成を受けて整備する公営住宅で、東日本大震災の際にも約3万戸が建てられました。

Q

通帳もカードも紛失しました

災害によって通帳やキャッシュカードをなくしてしまった場合でも、災害救助法が適用された被災地については、「金融上の措置」が取られます。運転免許証や健康保険証、パスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類により、預貯金の払戻しを受けることができます。

払戻しを受けられる金額は金融機関によって異なりますが、東日本大震災のときには、本人確認が取れた方に対して、1日当たり10万円〜20万円を限度に、払戻しに応じたようです。

Q

税金の負担が重いのですが…

自然災害による住宅や家財の損害については、「災害減免法」と「雑損控除」のいずれかを活用することで、所得税の負担が軽くなる場合があります。

災害減免法は、住宅や家財の損害が時価の2分の1以上の場合に、災害にあった年の所得税の免除または軽減を受けられる制度です。所得500万円以下の場合には所得税の全額が免除され、所得500万円超750万円以下の場合には所得税の50%が、所得750万円超1000万円以下の場合には所得税

A

の25%が軽減されます。

雑損控除は、所得から損失額を控除できる制度です。災害や盗難などで、生活に必要な資産に損害を受けた人が対象となります。控除額は、①「差引損失額(※)ー総所得金額×10%」と②「差引損失額のうち災害関連支出の金額ー5万円」のいずれか金額の多い方となります。

どちらを選んだ場合でも、確定申告による手続きが必要となります。

※「損害金額(損害を受ける直前と直後の時価を基に算出)」と「災害関連支出の金額」を加え、「保険金などで補填される金額」を差し引いた合計。

そこが知りたい

くらしの金融知識

監修：清水 香（しみず・かおり）

ファイナンシャル・プランナー（CFP®）、社会福祉士。FP&社会福祉士事務所Office Shimizu代表、(株)生活設計塾クルー取締役。家計の危機管理の観点から、社会保障や福祉、民間資源を踏まえた生活設計アドバイスに取り組む。生活者向け相談業務のほか、執筆、講演など幅広く活躍、テレビ出演も多数。財務省の地震保険制度関連の政府委員を歴任、日本災害復興学会会員。主な著書に「どんな災害でもお金とくらしを守る」(小学館)など。

災害時に現金は必要でしょうか？

災害時には、停電によってクレジットカードや電子マネーが利用できなくなる場合があります。そのため、避難の際にはある程度の現金を持っておくことをおすすめします。キャッシュレス化が進み、ふだん、現金をあまり持ち歩かないという方も少なくないと思いますが、いざというときの食料や生活用品の購入のため、日ごろから5万〜10万円程度の現金を用意しておくといでしょう。また、店がおつり不足となっている可能性もあるため、小銭も用意しておく、なお安心です。

「在宅避難」をする場合にも、家族の2〜3日分の食料や生活用品を買い取るお金は用意しておきましょう。